

読解実技

改定の影響・評価（収益増減や負担など）に関する出題

医科

- 問1. 令和4年の改定後で、生活習慣病管理料は、高血圧症の場合、概して特定疾患療養管理料と比較すると、どちらが医療機関側の負担が大きく、どちらが医療機関への収益が大きいかと考えられるか、収益幅からみて、特定疾患療養管理料からこの該当医学管理料に変更する場合、医療機関の規模では、どの規模が有利であるのか説明しなさい。
- 問2. 令和4年度診療報酬改定において、紹介状なしで受診した患者に対する定額負担の額はどのように変わったか、「保険者側の負担の増減」「医療機関側の収益の増減」「患者側の負担の増減」の3つの視点で説明しなさい。（どこが得をしてどこが損をしたか簡潔に書きなさい。）

調剤

- 問3. ①令和4年の改定率では本体+0.43%、調剤は+0.08%の改定であり、一方、薬価は▲1.35%である。後発医薬品調剤体制加算はなぜ点数が引き上げられたか？
- ②そして、この加算は何を救済するための改定（誰に都合の良い改定）であったか？次の選択肢から該当する記号をすべて記載しなさい。
- ア.保険医療機関、イ.保険薬局、ウ.保険者、エ.患者、オ.製薬会社、カ.国（国家財政）

歯科

- 問4 令和4年の改定で歯周病安定期治療（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、歯科診療の実態を踏まえ、整理・統合し、評価を見直したことから、歯周安定期治療Ⅱは削除となり統合している。令和4年の改定によって、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所ではない場合における収益への影響を簡潔に答えなさい。

<解答例>

問1. 解答例

患者に対して療養計画書（療養計画書の様式は、別紙様式9又はこれに準じた様式とする。）により丁寧に説明を行い、患者の同意を得るとともに、当該計画書に患者の署名を受けた場合に算定できる」とあるように、生活習慣病管理料のほうが、医療機関側の負担は大きい。収益においても点数比較すると特定疾患療養管理料を月2回算定しても、生活習慣病管理料が高く、特に診療所よりは100床以上、200床未満の病院のほうが収益幅は大きい。

問2. 解答例

特別の料金が7000円に引き上げられたが、総枠を改定前と等しくし、特別料金と保険給付と患者負担の割合を変えた改定である。そのため、この改定では、総枠である医療機関収益は変わらず、保険給付は小さくなり、患者の負担だけが大きくなる患者側に厳しい改定となった。

問3 解答例

- ① 国民医療費を下げる方法として、本体を上げる代わりに薬価を引き下げた。その一環で、後発医薬品を普及させる必要がある。後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標を掲げている。
- ② ウ、エ、カ 保険者、患者、国が該当する。（薬局は点数が若干上がっているが、救済対象ではなく、むしろ後発医薬品を普及させるための厳しい条件が加わったため救済という意図には該当しない）

問4 解答例

利益が大幅に下がる。1歯以上10歯未満では、60点、10歯以上20歯未満では180点、20歯以上では、360点の減額となった。かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所ではない場合は、120点の加算ができないうえ、治療間隔などの制約もあるため、ダメージは大きい。

解説は過去問のテキストを販売しておりますので、お買い求めください。

『制度改定読解への誘い』 出版 日本レセプト学会学術出版会